平成３０年　第１回　高鍋町農業委員会　総会　議事録

１．開催日時　　平成30年　１月29日（月）午後２時から

２．開催場所　　高鍋町役場　第３会議室

３．出席委員　　農業委員７名

　　　　　　　　農地利用最適化推進委員６名

　　農業委員

　　 １番　大福　裕子　　 ２番　幸妻　正浩　　　 ３番　森　淸一

　　 ５番　宇治橋　俊美　 ６番　二宮　國光　　 　７番　永友　清太

　 会長　坂本　弘志

　　農地利用最適化推進委員

　　 １番　松井　正一郎　 ２番　永友　祥一　　　 ３番　山口　裕三

　　 ６番　木浦　由子　　 ７番　宮越　美秋　　 　８番　橋口　卓史

４．欠席委員　　農地利用最適化推進委員１名

　　 ５番　永友　定己

５．議事日程

　　第１　　議事録署名委員及び会議書記の指名

　　第２　　会期の決定（別記のとおり）

　　第３　　諸報告

　　第４　　議案第１号　農地移動適正化あっせん事業について

　　第５　　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について

　　第６　　議案第３号　農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認に

ついて

　　第７　　議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認に

ついて

　　第８　　議案第５号　農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画

の決定について

６．事務局職員　　事務局長　鳥井和昭　　　局長補佐　三笠浩三

　　　　　　　　　主　　査　佐野由美

（開会14時00分）

［事務局］

　ただ今から平成30年第１回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をお願いいたします。

［議長］

　今年最初の総会ということで、また今年一年よろしくお願いいたします。それでは、はじめたいと思います。

本日は農業委員、７名全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第３項により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員７名中６名が出席です。欠席は永友定己推進委員です。

これより議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第10条第１項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、３番　森淸一委員・５番　宇治橋俊美委員を指名いたします。

なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第２の会期の決定については別記のとおり、本日１月29日の１日間とします。

日程第３の諸報告を事務局に求めます。

［事務局］

　２ページをお開きください。諸報告中、業務報告・業務計画を報告いたします。

業務報告【１月】

　４日（木）仕事始め式。会長、事務局からは全職員が出席しております。

　同じく４日（木）新年賀詞交歓会が行われております。会長が出席しております。

　16日（火）第22回常設審議委員会が行われております。会長が出席しております。

　22日（月）現地調査を行っております。会長、幸妻委員、森委員、二宮委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。

　本日29日（月）が平成30年第１回高鍋町農業委員会総会となっております。全委員となっておりますけれども、13名で訂正をお願いいたします。事務局からは全職員が出席しております。

業務計画【２月】

　６日（火）・７日（水）が高鍋町農業委員会及び高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会研修となっております。農業委員、推進委員10名出席、事務局から佐野主査が出席予定です。

　15日（木）第23回常設審議委員会です。会長が出席予定です。

　同じく15日（木）平成29年度農業委員会会長及び事務局長会議が行われる予定です。会長、事務局からは鳥井が出席予定です。

　21日（水）現地調査となっております。会長、あとの委員につきましては未定となっております。事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。

　28日（水）平成30年第２回高鍋町農業委員会総会となっております。全委員、全職員出席でお願いいたします。

業務計画【３月】

　３月２日（金）農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局職員研修会が行われる予定です。人数につきましては、農業委員・推進委員から３名程度、事務局からは三笠補佐が出席予定です。こちらの出席につきましては、総会が終了したあとに、出席者のほうをお願いしたいと考えております。

　業務報告、業務計画については以上です。

［事務局］

３ページをお開きください。「県進達経過報告」を申し上げます。

農地法４条申請。平成29年12月20日現地調査を行っております。

申請人　○○○○、転用目的は墓地で問題ありません。

農地法５条申請。平成29年12月20日現地調査を行っております。

譲受人○○○○　、譲渡人○○○○　、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

譲受人○○○○　、譲渡人　○○○、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。

譲受人○○○○　、譲渡人○○○○　、転用目的は農道で問題ありません。

　なお、１月16日付けで許可となっております。

　それでは４ページをお開きください。「農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の解約」です。

　１番　申請地　大字○○字○○○　○○○番○　地目　畑　地積　5,483㎡　外１筆　使用借受人　○○○○　　使用貸渡人　○○○○　　　解約届出日　平成30年１月19日　解約成立日　平成30年１月２日　土地引渡日　平成30年1月31日です。

　それでは先月の総会で調査いたしますと回答しました時効取得の件についてなんですが、大変申し訳ございません。承認手続き等の事務や、立て続けにいろんな事務が重なっておりまして、正直手が付けられない状況でした。必ず調査をいたしますので、来月の報告に代えさせていただきたいと思います。申し訳ありません。

［議長］

ただ今の報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

［６番］

　今の時効取得は、なにを調査するんですか。

［事務局］

　占有期間だとか。時効取得の。

［６番］

　だからどういうふうに調査するんですか。

［事務局］

　まず地権者の方に確認しようとは思っています。

［６番］

　もう遅いですよ。もうあなたの戯れ言を聞く期間は過ぎました。これだけ言っておきます。

［事務局］

　はい。

［議長］

　そのほか、質問はございませんか。それでは、質問はないようですから、以上で諸報告を終わります。

　それではつづきまして日程第４　議案第１号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

［事務局］

５ページをお開きください。議案第１号「農地移動適正化あっせん事業について」。

１番　平成29年12月26日　売渡の申出です。申出者　○○○○　農地の所在　大字○○○字○○○　○○○○番○　地目　畑　面積　7,175㎡。

２番　平成30年１月10日　売渡の申出です。申出者　○○○　農地の所在　大字○○字○○○　○○○○番○　地目　畑　面積　489㎡ 外１筆。

この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

［議長］

ただ今説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。【質問なし】

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

１番　売渡申出　担当委員　１番　大福　裕子　委員

順番委員　２番　幸妻　正浩　委員

２番　売渡申出　担当委員　８番　坂本　弘志　会長

順番委員　１番　大福　裕子　委員

　推進委員と協働して、よろしくお願いいたします。

　日程第５　議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

［事務局］

11ページをお開きください。議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」です。

１番　無償移転　農地の所在　大字○○字○○○　○○○○番　地目　畑　面積　5,935㎡　外11筆　譲渡人○○○○　　譲受人○○○○　。

この件につきまして、担当の永友副会長お願いいたします。

［７番］

　説明いたします。○○○○さんと○○○○さんは親子でありまして、親子間の贈与によります所有権の無償移転の案件です。○○さんは後継者として長年農業をされております。

　農地がある場所は、字○○○の５筆につきましては、○○地区の高速道路が通っておりますが、その西側約400ｍくらい行ったところの高台にあります。それから字○○○○７筆につきましては、高速道路をはさんですぐ西側と東側にあります。昨年の12月20日に坂本会長以下５名で現地を見ております。○○○の上から４番目、地番○○○○につきましては６割程度が傾斜地で、少し木が生えている状況でございました。話を聞きましたところ、伐採を進めていきますという話をされておりました。それから２つ下の○○○○　○○○○につきましては、２連棟のパイプハウスが建っております。その他の畑につきましては、甘藷の収穫が終わったあと、きれいに拭き落としがされて、管理がしっかりされておりました。

　所有権が移転されたあとも○○さんのほうで○○さんが今後も甘藷を栽培されていきますので、問題はないかと思います。以上です。

［議長］

　橋口推進委員から補足する事がありましたら、お願いします。

［推進委員８番］

　特にありません。

［議長］

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

［事務局］

13ページをお開きください。まず訂正をお願いします。議案第63号と書いてしまいましたが、議案第２号の間違いになります。訂正をお願いします。

農地法第３条調査書を付けております。農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は○○地区において甘藷を栽培しております。今回の申請は親子間の贈与であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

また、12ページの２筆につきましては共有名義になっており、○○○○さん分の持分１／２の権利の移動になります。

［議長］

ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

　次に日程第６　議案第３号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

　事務局より議案の説明をお願いします。

［事務局］

14ページをお開きください。議案第３号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書承認について」でございます。

１番　農地の所在　大字○○字○　○○○番○　地目　田　面積　502㎡　申請人　○○○○　転用目的は○○○○○となっております。

担当の森委員より詳細説明をお願いいたします。

［３番］

　この申請について説明いたします。場所が15ページを見ていただければわかるかと思います。10号線の○○○○○の○○○を東へ堤防を進んで、○○○○、ＪＲ線にぶつかかるところのすぐ北側の土地です。17ページを見てもらえばわかりますが、所有者の宅地に隣接する502㎡の田んぼの申請です。宅地が隣に1,095㎡、宅地と田んぼとあわせまして総面積が1,597㎡の中の１／３以内の田んぼの申請ということで許可ができるかなと。申請があげられるかなということであります。

　申請の目的は、○○○○○を行うと。１月22日に局長、佐野主査、坂本会長、幸妻委員、わたくし５名で現地調査を行い、宅地部分にありました家は解体されておりますが、申請地内には一部基礎の部分と畑が残っております。いずれ平地にされるものと考えます。申請地の南側が道路で、西側、北側は農地に接して、申請地に接する農地の申請者の農地であり、問題はないというふうに考えます。また、雨水については地下浸透、汚水は発生しないということです。

事業費につきまして、造成費○○○万、○○○○○○費○○○○万、合計○○○○万円となり、自己資金が○○○万円、金融機関よりの借入金○○○○万円となっております。借用証書の写しが添付されております。また水利組合の許可もいただいたということで、申請があがりました。以上です。

［議長］

事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

［事務局］

　申請地は、周辺農地の広がりが10ｈａ以上の区域内にある農地であることから第１種農地と判断されますが、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであります。

　ただし、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第１種農地の面積の割合が１／３を超えていないことから許可の対象となります。

　なお、代替地の検討も行われておりますけれども、追加の○○○○○ができないと言う理由で断念されております。

　また、確約書が添付されており、汚水は発生せず、雨水については自然浸透とし、万一問題が生じた際は、申請者にて責任を持って対処することとなっております。以上でございます。

［議長］

ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　次に日程第７　議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

［事務局］

19ページをお開きください。議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書承認について」でございます。

１番　農地の所在　大字○○字○○○　○○○番　地目　田　面積　271㎡　外１筆　所有権移転でございます。譲渡人　○○○○　譲受人　○○○○　転用目的は一般個人住宅及び事務所でございます。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

［６番］

　申請場所は21ページをご覧いただきたいと思います。この○○の山側の道路を○○○○○○方向に進んで、○○○○○○の手前を左折して○○○方向に向かって進んだ150ｍぐらいのところにあります。すでに埋め立てられておりまして、宅地用の土地として以前から売りに出されて看板が建っていたところです。ここに個人住宅と○○○○○○の関連の個人の事務所２棟を建築するとして申請がされております。面積が○○○を超えておりますけれども、事務局が県と協議をして県の内諾を得て、ということでございます。建物面積と建築面積が住宅と事務所をあわせて○○○ということになっております。排水については公共下水道がサービスされているところでございます。東側に水田が１枚ありますので、ブロック塀をつくるという計画になっておりまして、近隣に迷惑をかけないとする確約書も出されております。

　事業費は土地代込みで○○○○万円になっておりまして、残高証明書が添付されております。以上です。

［議長］

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

［事務局］

　申請地は、都市計画用途区域、第１種低層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第３種農地と判断されます。第３種農地は転用許可対象です。以上です。

［議長］

ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次、２番です。

［事務局］

２番　農地の所在　大字○○字○○○　、○○○○番○　地目　田　面積　○○○㎡　外１筆　所有権移転となります。譲渡人　○○○○　譲受人　○○○○○株式会社　代表取締役　○○○○　転用目的は○○○○○施設となります。

担当の幸妻委員よりご説明をお願いいたします。

［２番］

　説明いたします。場所につきましては、○○○との町境でありまして、○○○○○より北西約200ｍくらい。昨年29年の11月に承認をいただいた案件の隣接する土地であります。今回は大字○○字○○○　○○○○番○と○○○○番○、２筆あわせて○○○○㎡の有償移転でございます。

　金額につきましては○○○万円。○○○○○をする目的で所有権移転というかたちでしております。工事費合計が○○○○万○千円。すべて自己資金で対応されると聞いております。

水田の用水のすぐ横にあります関係上、雨水対策による、あれはですね、畦畔をついてですね、用水のほうには水が入らないように流出しないようにやりますと。それと万が一被害があった場合は当社がすべて責任をもって対処しますということで、水利組合のほうに意見書もあがっております。

22日に会長はじめ事務局と立ち会いをさせていただきましたが、なんら問題ないと判断したところでございます。

［議長］

　事務局から補足する事がありましたら、お願いします。

［事務局］

　申請地は、住宅等が連担する区域に近接した10ｈａ未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。第２種農地は転用許可の対象となります。以上です。

［議長］

ただ今説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第８　議案第５号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

［事務局］

29ページをお開きください。議案第５号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」。所有権移転です。

１番　農地の所在　大字○○字○○　○○○○番○　地目　田　面積　○○○○㎡　所有権を移転する者　○○○○　　所有権の移転を受ける者　○○○○

担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

［８番］

　説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの所有権移転となっております。申請地につきましては昨年まで○○の○○○○さんが利用権設定をされておりましたが期間満了のため、○○氏に計画変更の意思がないため、隣接農地を耕作する○○氏に声掛けがあったとのことです。

　当初、話が進めておられましたが、一画にＬ字型に入りこんだ部分があり、畦の撤去にともなう原形復帰が困難であることから、隣接する自作地と一体的利用を図りたいとの理由から売買の計画になりました。

場所は○○の○○の交差点から北へ約200ｍ行った西側にあります。

○○さんも認定農家でありますし、別に問題はないと思います。

売買代金は反当○○○万円となっております。以上です。

［議長］

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　次、２番です。

［事務局］

２番　農地の所在　大字○○○字○○　○○○番○　地目　畑　面積　○○○○㎡　外４筆　所有権を移転する者　○○○○○○○○○○○○　所有権の移転を受ける者　○○○○○○○○○。

担当の大福委員よりご説明をお願いいたします。

［１番］

　この申請地につきましては、○○○○○○○○○の特例事業により○○さんが利用権設定をされております。この特例事業の期間が３月28日で期間満了となります。そこで借り受けの申し出がありまして、○○○○○○○㎡を○○○万○千円ということで成立をしております。

［議長］

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　次、利用権設定１番です。

［事務局］

30ページをお開きください。利用権設定です。

１番　農地の所在　大字○○字○○○　○○○○番○　地目　畑　面積　○○○○㎡　外１筆　利用権を設定する者　○○○○　利用権の設定を受ける者　○○○○。

担当の永友副会長よりご説明をお願いいたします。

［７番］

　説明いたします。この案件は報告でありました使用貸借契約が合意された農地であります。

農地の所在地は○○にあります高鍋町○○○○○○の機庫から○○に入っていきまして、○○○○をくぐって○○すぐにあります。２筆連続してあります。この農地の近くに畑を所有されていて、経営の規模拡大を考えられていた○○○○さんと○○さんのほうで話がまとまりまして、新規で利用権設定を行うことになったものです。

○○さんは２．６ｈａほどの農地を所有されておりまして、早期水稲、飼料用稲、加工用甘藷を栽培されている専業農家です。現在認定農業者の申請をされているところです。権利取得後は甘藷を作付けされる計画です。

賃借料は10ａ当り、○○○○○円です。以上です。

［議長］

事務局及び担当委員の説明が終わりました。

ご意見・ご質問はございませんか。

［２番］

　使用料の○○○○○円はえらい細かいですけれども。

［７番］

　全体に○○○○○円というきりの数字になってますので、それを割った金額ではないかと考えられます。

［議長］

　そのほか、なにか質問はございませんか。それでは、質問もないようですから、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

　以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが、事務局からその他で連絡することがあればお願いします。

　それではこれをもちまして、平成30年第１回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（14時33分終了）

高鍋町農業委員会会議規則第10条の規定により、ここに署名する。

議　　長　　　　会　長

署名委員　　　　　３番

署名委員　　　　　５番